

2015年4月28日

大韓民国特許庁長殿

気付 特許審査制度課長殿

一般社団法人日本知的財産協会

アジア戦略プロジェクト

常務理事 別所 弘和

特許法等の一部改正法律案に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記特許法等の一部改正法律案について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願ひ申しあげます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料：特許法等の一部改正法律案に対する意見

お問い合わせ先：

一般社団法人日本知的財産協会

事務局長 西尾 信彦

TEL : 81-3-5205-3433

FAX : 81-3-5205-3391

Email : [nishio@jipa.or.jp](mailto:nishio@jipa.or.jp)

## 特許法等の一部改正法律案に対する意見

### ① 特許法改正案第 66 条の 3（職権再審査制度）

改正案第 66 条の 3 では、特許決定となった特許出願について、明白な拒絶理由を新たに発見した場合には職権で特許決定を取り消し、その特許出願の審査を再びする、職権再審査制度が規定されています。

この条文を新設することに賛同致しかねます。

現行特許法では特許決定謄本の送達日から 3 ヶ月以内に特許料を支払い、設定登録がなされると特許権が発生します。出願人は、この間を利用して権利付与後の特許権活用に関して検討を行い、設定登録するか否かを決めることができます。しかしながら上記制度が導入されると、出願人としては拒絶理由が無いと確信した出願であったとしても特許決定取消理由の通知を恐れて特許料納付を急ぐようになると予想されます。本来出願人に与えられた 3 ヶ月という検討期間を短縮化してしまうものと思料致します。

審査（特許決定）に瑕疵が認められる場合、現行特許法でも無効審判制度が設けられており、利害関係人或いは審査官は無効審判を請求することができます。このような制度があるにもかかわらず、審査官側だけの利便性を高めるような職権再審査制度の導入は不合理であると思います。

なお、同時に意見募集されています、実用新案法改正案第 14 条の 2 についても同様の内容であり、この条文を新設することに賛同致しかねます。

### ② 改正第 99 条第 2 項、第 4 項（共有特許権の譲渡等）

改正第 99 条第 2 項第 1 号では、特許権が共有である場合、各共有者は契約によって特別に約定した場合を除き、その持分の全部を譲渡し、又はその持分の全部を目的とする質権を設定することができると規定されています。同様に第 4 項第 1 号ではその持分の一部の譲渡や質権設定、更には専用実施権設定や通常実施権許諾行為についても規定されています。

知らぬ間に共有者が変わってしまうおそれがあり、最悪の場合、自社と競合する企業へ権利譲渡されてしまうことすら考えられます。この改正には賛同致しかねます。

“契約によって特別に約定した場合を除き”との限定があることによって各権利者が事前に持分譲渡等の条件について定めることができるよう規定されていますが、契約書での約定をうっかりし忘れるケースや、過去に締結した契約の見直しが必要になるなど、リスクや検討負荷を増大させるものと思われます。以上のとおりですので、現行法を維持頂くことを希望いたします。

以上